

(中央委員會提出)

説明者 黒田寿男氏

「農村匡救」の名を冠した土木事業が、昨年の臨時議會で決定され、夫々実施されてゐる。これ等は、所謂「救農土木事業」の中にも、ゴマカシや、搾取カラクリと闘ひ、これの偽購性をバツロとして来た。この闘争の發展の上、本年度は更に強力且つ広汎に本年の闘争を闘はんとするものである(可決)

第九號 議案

小作料減免並に小作制度改廢闘争の件

(中央委員會提出)

説明者 山崎劍二氏

現在、小作料、ネングは殆んど封建時代のまゝな不合理な制度である。何等理論的基準なくして地主の強力によって片手採に契約されて居る。只、小作人、小作兼自作農は自作農と同様、田

を作り、畑を作り、山林、田畑、宅地を籠りて、これを經營して收支が償へてゐない。(このことは農林省、農会へ認められて居る) 剩へ最近の農業恐慌により、一層激化せしめたインフレーション政策によつて、肥料高、諸物價高と農産物の割安で米、麥、蚕、野菜、果樹等、生産者は徹底的に窮乏してゐる。更に農業恐慌による農業恐慌の用生産から肥料不足、生産費不足等。長久東北から漸次全国的に連続的な凶作、不作凶作が現れかけてゐる。部分的には天候に災されて不作凶作、甚しきならぬ收支の不償が引續いてゐる。アメリカ恐慌と人絹と世界的恐慌に罹り、養蚕農民二百十萬戸も此窮乏は特にひどい。

今日の小作人、小作兼自作農は小作料、ネングを完納するといふ殆んど不可能に近い。甚だしき限を金にしなればならぬ程のがある。